

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立芸術文化ホール条例第11条 堺市立芸術文化ホール条例施行規則第13条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用料の減免については、堺市立芸術文化ホール条例第11条及び堺市立芸術文化ホール条例施行規則第13条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例】 (使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例施行規則】 (使用料の減免)</p> <p>第13条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市又は条例第17条の規定によりホールの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。全額又は半額</p> <p>2 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール使用料減免申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要と認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	